

お子様から大人の方まで楽しめる!
秋田では最大規模のNゲージ鉄道ジオラマ博です!

大鉄道ジオラマ博と のりものの展

in ALVE

エフエム秋田30周年記念事業

開催日 8月8日(金)～17日(日)
開催時間 午前10時～午後6時
(最終日は午後5時まで)

会場 おかげさままで開館10周年! アルヴェ
秋田拠点センター ALVE
1階きらめき広場・きらめきコート

当日券 ※当日券のみの販売となります。前売りは行いません。
当日券は会場でのみ販売です。
大人◎800円(高校生以上) / 小中学生◎400円
未就学児◎無料

感動のジオラマと楽しいイベントが会場いっぱい!

- 大型ジオラマ1号台・2号台が登場
- ワオっちでんしゃでゴー!!
- プラレールランドで遊んじゃおう
- JR東日本展示コーナー
- 県内鉄道会社紹介コーナー
- ジオ(大地)のみみつ展
- 秋田ゆかりの鉄道車両展示
- てつどうガチャコーナー
- おたのしみ曜日コーナー
- のりものぬり絵の展示コーナー

あそびに来てね!

【主催】株式会社エフエム秋田
【協賛】JR東日本秋田支社、秋田新都市ビル、秋田拠点センターALVE管理組合、秋田県ジオパーク連絡協議会(男鹿市・大湯村・湯沢市・八幡町)、由利高森鉄道、秋田内陸縦貫鉄道、開館センター・能開の個別指導Axis
【後援】秋田市、秋田市教育委員会、秋田県私立幼稚園連合会、秋田県新聞社、秋田テレビ
【協力】博来アド、秋太電鉄、オークコーポレーション

入場券
プレゼント!!

ご家族連れにもぴったり!! ジオパーク関連イベントのお知らせ!

大鉄道ジオラマ博と鉄道のりものの展 in ALVE

県内最大規模の鉄道ジオラマ博が行われます!会場では鉄道ジオラマの展示のほか、ジオパークの展示コーナー「ジオ(大地)のみみつ展」が行われます!

このイベントの入場券(小学生以上の入場が無料になります)をプレゼントします!ご希望の方は、八峰白神ジオパーク推進協議会、八峰町産業振興課(役場2階)、ポンポコ山パークセンターのいずれかの窓口までお越しください。それぞれの窓口毎に先着30名様までプレゼントいたします。お渡し可能な時間は平日の午前8時30分～午後5時15分、ポンポコ山パークセンターは第2・4火曜を除く午前9時～午後5時です。

■入場券についてのお問合せ:八峰白神ジオパーク推進協議会 ☎0185-78-2427

八峰町に転入された方、転入を予定されている方に、 下記の助成金を用意しています!

〈用語の定義〉

Uターン者…町内出身者であって、5年以上町外で生活し、再び八峰町に住民登録した人
(但し、在学期間は含まない)

Iターン者…町外出身者であって、新たに八峰町に住民登録した人

〈交付対象者〉 八峰町に住民登録をしてから、1年以上八峰町に居住しているU・Iターン者

〈申請期間〉 申請期間は住民登録の日から1年以上経過した後、1年以内《厳守》
平成26年6月1日を基準日とした場合、平成24年5月31日以前に転入した人は住民登録から2年が経過しているため申請することができません

〈返還規定〉 奨励金等の交付を受けた日から、5年以内に町外へ転出した場合は、奨励金等を全額または一部返還していただきます

定住奨励金

1. 交付額

①単身で転入した場合は 150,000円 ②家族で転入した場合は 300,000円

2. 交付申請

交付申請書等に必要事項を記入のうえ提出していただきます。

〈必要な添付書類〉

住民票謄本、戸籍の附票謄本(転入以前の5年間、町外に住んでいたことが確認できるもの)等

定住用住宅取得等助成金

1. 対象物件

住民登録日の前後1年以内に購入・借用した物件

2. 対象費用

定住用住宅として購入・借用した住宅の改修等に係る費用、または新築に係る費用

- ・「八峰町住宅リフォーム支援事業」との併用はできません。
- ・10㎡以上の新築・増築を行う場合は「確認申請」が必要になります。
- ・家電(テレビ、洗濯機等)の購入は補助対象外となります。ただし、配管工事等を伴う電気温水器、エアコン等については補助対象とします。

3. 助成額

対象費用の1/2に相当する額、又は50万円のいずれか低い方の額(千円未満切捨)を助成します。

4. 交付申請

交付申請書等に必要事項を記入のうえ提出していただきます。

〈必要な添付書類〉

定住奨励金の「交付決定通知書」(定住奨励金の申請と同時にを行う場合は不要)、工事内容を確認できる書類(工事請負契約書、見積書)、施工箇所の写真等

次に該当する場合は補助金の交付を受けることができません。

- ・転勤等で一時的に住民登録をした人
- ・福祉施設等への入所を目的として住民登録をした人
- ・勉学のため転出し、勉学の終了により再び住民登録をした人(卒業後5年以上町外で生活していた人は除く)
- ・町税、使用料等を滞納している人(同居家族含む)等

問合せ先:八峰町企画財政課 企画係 ☎0185-76-4603